

第5節

平和安全法制施行後の自衛隊の活動状況など

第1章

わが国自身の防衛体制

1 平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進

2016年3月に平和安全法制<sup>1</sup>が施行され、防衛省・自衛隊は、平和安全法制に基づく様々な新たな任務について、制定された法制度・各種部内の規則類の周知徹底、隊員教育のほか、様々な部隊が実際に訓練をするために必要な教材などの整備や教官の育成といった各種準備を進め、同年8月、準備作業

に一定の目途がたったことから、自衛隊の各部隊において、必要な訓練を実施していくこととした。また、日米など二国間あるいは多国間の共同訓練においても、関係国との調整のうえで、平和安全法制に関する必要な訓練を実施することとなった。

2 米軍等の部隊の武器等防護（自衛隊法第95条の2）の警護の実績

自衛隊法第95条の2の規定に基づく米軍等の部隊の武器等の防護として、2021年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が10回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が7回、合計21回の警護を実施した。米軍に対するこうした警護実績は、日米同盟の深化を示すものであり、

日米各部隊の相互運用性はますます向上している。

また、同年には、この規定に基づき初めて豪軍に対する警護を実施した。これは、日豪共同訓練の機会に自衛隊の艦艇が豪軍の艦艇に対して警護を実施したものであり、部隊間の相互運用性が向上し、より一層緊密な連携が可能となった。

**参照** 資料19（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

3 その他の取組・活動など

このほか、平和安全法制の施行を踏まえ、防衛省・自衛隊は国際連携平和安全活動として2019年4月から多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員を派遣している。また、2012年1月から2017年5月末まで国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に派遣されていた南スーダン派遣施設隊については、第11次要員からいわゆる「駆け付け警護」の任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとし、2016年11月15日に「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の変更を閣議決定した。

ては、平和安全法制の成立を受け、同年9月に新た



豪軍艦艇（手前）の警護にあたる海自護衛艦

日米物品役務相互提供協定（日米ACSA）について  
Acquisition and Cross-Servicing Agreement

1 平和安全法制は、平和安全法制整備法（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号））及び国際平和支援法（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号））から構成されており、2016年3月29日に施行された。

## VOICE 道路整備などを通じて平和構築プロセスを学ぶ

陸上総隊司令部（東京都練馬区）

3等陸佐 ありその 有蘭 みつよ 光代

私はUNMISSミッション支援部の施設幕僚として、南スーダン全土に及ぶ、約2,600Kmの道路整備の企画を担当しています。各国から派遣された陸軍工兵隊は勿論のこと、南スーダン政府、NGOなど、沢山の関係者の努力を一つに束ねていく非常にダイナミックな仕事です。



タイ工兵隊長とのギフト交換

多国籍かつ軍民入り交じる環境下で、日の丸をつけてリーダーシップを発揮していくことが求められるこの職務は、自らの能力を飛躍的に成長させてくれる最高の道場であるとともに、気候変動やSDGsといった国際社会の課題について、肌感覚で学び、考える貴重な機会になっています。



国連機関との調整

な日米ACSAへの署名が行われ、2017年4月に国会で承認され、同月に発効した。これにより、平和安全法制の成立により自衛隊から米軍に対して実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの決済手続などと同様の枠組みを適用できるよう

になった。

また、米国以外にも、オーストラリア、英国、フランス、カナダ及びインドとの間で平和安全法制を踏まえた物品役務相互協定（ACSA）が発効している。

**□ 参照** 3章5節2項（国連平和維持活動などへの取組）